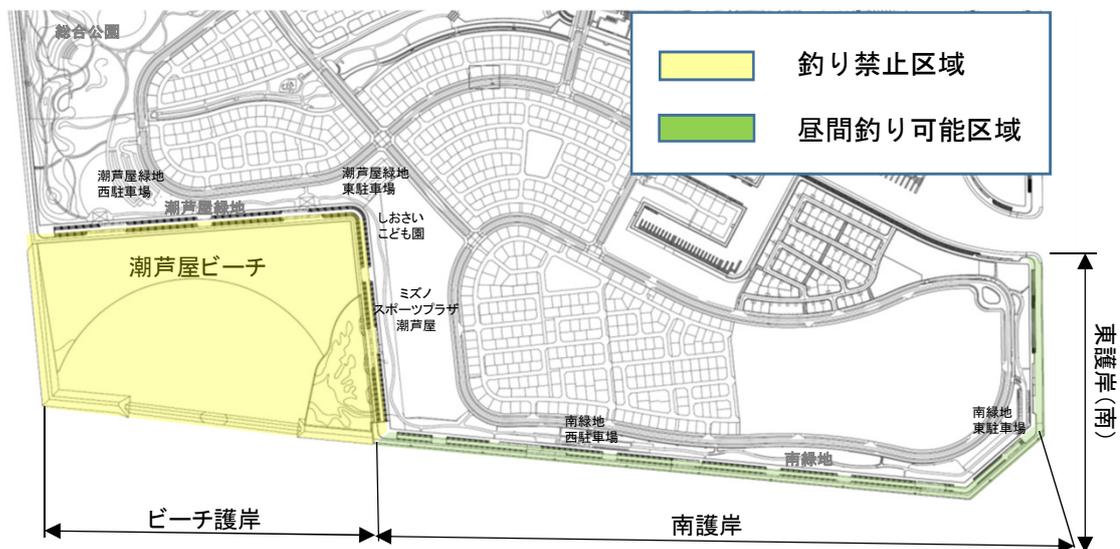


(2) 釣り利用等による迷惑行為の防止

釣り利用等による他の利用者や周辺住環境に対する迷惑行為を防止するため、以下の取り組みを行います

- ①ビーチ護岸・潮芦屋ビーチ内での釣りは、他のビーチ利用者の安全面から、危険行為として引き続き禁止します
- ②南護岸、東護岸（南）での釣りは、昼間の護岸開放時は引き続き可能とし、併せて以下の取り組みを行い環境改善を図ります
(環境改善策) ・ゴミ箱の設置や定期的な護岸内の日常清掃を行い環境美化を図ります
・釣り利用者のマナー向上に向けた啓発を行います
・南緑地西駐車場付近に有人の売店等を設置し、釣り利用者のマナー向上やゴミ箱管理などの環境改善を図ります
- ③護岸やビーチにおける禁止事項等を記載した注意看板等を設置し、注意喚起していきます
※当面は仮設看板を設置し、利用状況を踏まえ内容を精査の上、令和3年度内に本設します
- ④釣り利用による環境改善策については、釣り利用が可能となる7月から実施し、1～2年程度、釣り利用の状況等を把握のうえ、必要に応じて内容を見直していきます



(3) バイクの乗り入れ防止

バイクの侵入による護岸利用者との接触事故防止と周辺住環境への騒音防止のため、以下の取り組みを行います

- ①護岸への出入り口や隣接駐車場及び市道の歩道部等にバイク進入防止柵を設置し、乗り入れを防止します
- ②バイク等の駐車場の設置について、南芦屋浜全体での利用状況等を踏まえ、今後、検討していきます

(4) その他

- ①潮芦屋緑地東駐車場の東側に歩行者用出入り口を新設します
- ②緑地内の散水蛇口の設置について、今後、検討していきます

問い合わせ先	兵庫県 尼崎港管理事務所	高潮対策推進課	06-6412-1411
		業務管理課	06-6412-1361
	芦屋市 都市建設部	道路・公園課	0797-38-2062

これら内容及びこれまでの説明資料については、市ホームページでご覧いただけます

掲載場所: ホーム > 防災・安全 > 防災 > 南芦屋浜における高潮対策

URL: <https://www.city.ashiya.lg.jp/bousai/takashiotaisakukouzi.html>